[登記識別情報照合処理における申請外物件の照合について]

[redacted]

[登記識別情報照合処理における申請外物件の照合について]

登記識別情報照合確認処理において，申請外の物件に対する登記識別情報の照合を要する場合に，「登記識別情報照合：物件一覧」画面から申請外の物件の情報を入力の上，申請物件と同様の方法で登記識別情報の照合を行うことができます（R07021一括修正以降）。

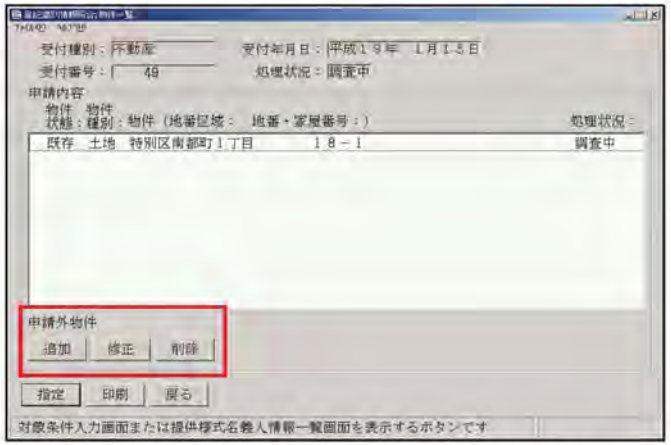

物件一覧画面に，申請外の物件情報を入力するためのボタンを追加しました。
「追加」ボタン･･･申請外物件の情報を新規に入力するため，申請外物件情報入力画面に遷移します。
「修正」ボタン･･･申請外物件の情報を修正するため，申請外物件情報入力画面に遷移します。
「削除」ボタン･･･申請外物件の情報を削除します。

申請物件を選択せずに，「追加」ボタンをクリックした場合，
入力画面は空欄で初期表示されます。

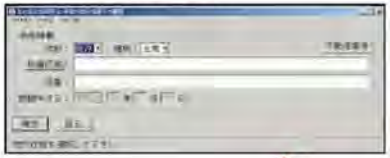

申請物件を選択して，「追加」ボタンをクリックした場合，
入力画面には申請物件の情報が初期表示されます。

この画面で申請外物件の情報を入力します。閉鎖物件の場合には，閉鎖年月日を併せて入力します。
「確定」ボタンをクリックすると，入力した申請外物件の情報が物件一覧画面に表示されます。